

# 北海道公報

目次

ページ

発行 北海道 (総務部法制文書課)  
電話 011-231-4111 (内線 22-271)  
FAX 011-232-1385  
印刷 富士プリント(株)

## 規則

○北海道土地区画整理組合資金貸付規則の一部を改正する規則 (都市環境課) 八一

○特定鳥獣保護管理計画の樹立についての公聴会の開催 (自然環境課) 八二

○平成十三年度において補助金を交付する事務又は事業 補助対象経費、補助率等の決定 (保健福祉部所管分 その四) (保健福祉部総務課) 八二

○生活保護法による介護機関の指定 (保護課) 八三

○生活保護法による指定介護機関の変更 (廃止) の届出 (保護課) 八四

○一般競争入札 (物品の購入) の実施 (保護課) 八四

○土地改良法による道管換地計画の決定 (農地調整課) 八五

○土地改良区の解散による清算人の退任の届出 (土地改良指導課) 八五

○土地改良区連合の定款の変更の認可 (土地改良指導課) 八五

○特定第二号漁業者に係る共済契約の締結についての同意の確認 (水産経営課) 八五

○特定第三号漁業者に係る共済契約の締結についての同意の確認 (水産経営課) 八六

○小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可の申請期間 (漁業管理課) 八六

○知事権限に係る保安林の指定の予定 (治山課) 八六

○知事権限に係る保安林の指定の解除 (治山課) 八七

○公共測量の終了の通知 (二件) (建設部総務課) 八七

○土地収用法による事業の認定 (建設部総務課) 八七

○道路の区域の決定 (道路整備課) 八八

○道路の区域の変更 (三件) (道路整備課) 八八

○道路の供用の開始 (道路整備課) 九〇

○道路の区域の変更及び供用の開始 (道路整備課) 九〇

○公有水面の埋立ての免許 (砂防災害課) 九〇

○公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功認可 (砂防災害課) 九一

○過疎地域活性化特別措置法による市町村公共下水道の代行事業の一部完了 (公園下水道課) 九一

○第一種市街地再開発事業の事業計画の変更の認可 (建築指導課) 九二

## 公表

○知事表彰の受賞者 (人事課) 九二

## 公告

○平成十三年度行政書士試験の合格者 (市町村課) 九二

○道教育庁渡島教育局告示

○一般競争入札 (物品の購入) の実施

○道教育庁空知教育局告示

○一般競争入札 (物品の購入) の実施

○道教育庁胆振教育局告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示

○道選挙管理委員会告示

○政治団体の収支報告書の要旨の公表の一部訂正 (三件)

○道警察本部告示

○一般競争入札の実施に関する公告

## 公布された規則のあらまし

### 北海道土地区画整理組合資金貸付規則の一部を改正する規則 (規則第五号)

#### 一 趣旨

土地区画整理組合に対する貸付金の限度額の基準となる単価を改定することとするため、この規則を制定することとした。

#### 二 内容

貸付金の限度額の基準となる一平方メートル当たりの単価を次のように改正することとした (第三条第一項関係)。

	改定後の単価	改定後の単価
平坦地	九、〇〇〇円	八、一〇〇円
丘陵地	一四、五〇〇円	一三、〇〇〇円

#### 三 施行期日

この規則は、公布の日から施行することとした。

## 規則

北海道土地区画整理組合資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年一月十八日

北海道庁 課 長

**北海道規則第五号**

北海道十地区画整理組合算金交付規則の一部を改正する規則

北海道十地区画整理組合算金交付規則（昭和三十一年北海道規則第一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「八十五円」を「九十円」と、「一万三千円」を「一万四千五百円」と改定する。

**附 則**

この規則は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において

**抄**

**示**

**北海道告示第60号**

（保健福祉部所管分 その4）

鳥獣保護及狩猟二関スル法律（大正7年法律第32号）第1条ノ3第5項の規定により、公聴会を開催する。

平成14年1月18日

北海道知事 堀 達 也

1 日 時 平成14年2月8日（金） 午後2時から

2 場 所 札幌市中央区北2条西7丁目 かでる2・7 2階 210号会議室

3 案 件 エシカ力保護管理計画の樹立について

**北海道告示第61号**

北海道が平成13年度において補助金を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

平成14年1月18日

北海道知事 堀 達 也

補助金を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	摘 要
<p>介護老人保健施設等整備費補助事業</p> <p>(1) 介護老人保健施設整備事業 介護老人保健施設の整備を図るため、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>医療法人、社会福祉法人及びその他知事が認めた者（札幌市及び旭川市の区域内に施設を新設（増設を含む。）又は設備を整備する者を除く。）</p>	<p>介護老人保健施設の整備に必要な経費であって、次に掲げるもの</p> <p>(1) 施設整備費 (2) 設備整備費</p>	<p>定額</p>	<p>共通第8号様式（設備整備の場合） 合にあっては共通第6号様式） 共通第16号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 別に指示する様式</p>	<p>共通第8号様式（設備整備の場合） 合にあっては共通第6号様式） 共通第30号様式 共通第31号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 正副2部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部高齢者保健福祉課</p>	<p>書類は、保健所長を経由すること（小樽市及び旭川市の場合を除く。）。</p>

<p>(2) 痴呆性高齢者グループホーム整備事業 痴呆性高齢者グループホームの整備を図るため、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>医療法人（札幌市及び旭川市の区域内に施設を新設する者を除く。）</p>	<p>痴呆性高齢者グループホームの施設整備に必要な経費</p>	<p>定額</p>	<p>共通第8号様式 共通第16号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 別に指示する様式</p>	<p>共通第8号様式 共通第30号様式 共通第31号様式 別に指示する様式</p>		
<p>(3) 在宅介護支援センター整備事業 介護老人保健施設に併設する在宅介護支援センターの整備を図るため、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>市町村（札幌市及び旭川市を除き、一部事務組合を含む。） 医療法人、社会福祉法人及びその他知事が認めた者（札幌市及び旭川市の区域内に施設を新設する者を除く。）</p>	<p>在宅介護支援センターの施設整備に必要な経費</p>	<p>4分の3以内</p>	<p>共通第8号様式 共通第16号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 別に指示する様式</p>	<p>共通第8号様式 共通第30号様式 共通第31号様式 別に指示する様式</p>		

北海道告示第62号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成14年1月18日

名称又は氏名	サービスの種類	所在地又は住所	指定年月日	名称又は氏名	所在地又は住所	指定年月日
訪問介護サービスとん田福祉サポートインテリ	訪問介護	北見市とん田東町634番地52	平成13.12.10	株式会社萌福祉サービス	帯広市白樺16条東6丁目12番地	同
有限会社愛ケアサポート	訪問介護	伊達市弄月町50番地14	同 13.10.1	株式会社萌福祉サービス	同	同
同	居宅介護支援事業	小樽市稲穂5丁目20番2号	同 13.12.4	株式会社萌福祉サービス	同	同
小樽ケア・サポート	訪問介護	同	同	株式会社萌福祉サービス	同	同
在宅介護サービス青葉株式会社萌福祉サービス	訪問介護	函館市上新川町17-13	同 13.12.15	株式会社萌福祉サービス	同	同
訪問介護事業所	訪問介護	留萌市開運町1丁目2番1号	同 13.12.17	株式会社萌福祉サービス	同	同
デイサービスセンター萌	通所介護	同	同	株式会社萌福祉サービス	同	同

呼 2 3 3 2 1 紙

ＪＡ北海道厚生連苫前厚生病院	居宅療養管理指導	苫前郡苫前町字古丹別187番地	平成13. 9. 1
ＪＡ北海道厚生連苫前厚生病院	短期入所療養介護	苫前郡苫前町字古丹別187番地	同 13.12. 1
ＪＡ北海道厚生連苫前厚生病院	介護療養型医療施設	苫前郡苫前町字古丹別187番地	同
江差地域訪問看護センターシヨソ	訪問看護	檜山郡江差町字円山299番地の63	同 13.11.23
江差地域ケアプラン相談センター	居宅介護支援事業	檜山郡江差町字円山299番地の63	同
蘭越町通所介護事業所こんぷ	通所介護	磯谷郡蘭越町昆布町24番地1	同 13. 5.10
医療法人喬成会グリーナーホー△延齡草	痴呆対応型共同生活介護	石狩市花川南6条5丁目142番地の1	同 13.12. 5
えへつ介護相談センター	居宅介護支援事業	江別市4条7丁目5番地の1	同 13.11. 1

北海道告示第63号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり届出があった。  
平成14年1月18日

名称又は氏名	サービスの種類	所在地又は住所	届出の内容及ち
有限会社萌福祉サービス訪問介護事業所	訪問介護	留萌市開運町1丁目2番1号	平成13.12.16 廃止
デイサービスセンター萌	通所介護		同
グリーナーホー△萌	痴呆対応型共同生活介護		同
有限会社萌福祉サービス福祉用具貸与事業所	福祉用具貸与		同
有限会社萌福祉サービス	居宅介護支援事業		同

江差地域訪問看護センターシヨソ	訪問看護	檜山郡江差町字中歌町198-6 江差町地域振興センター2階	同 13.11.22
江差地域ケアプラン相談センター	居宅介護支援事業	檜山郡江差町字中歌町198-6 江差町地域振興センター2階	同
在宅介護サービス青葉	訪問介護	函館市上新川町17-13	同 13.12.14
小樽ケア・サービス	訪問介護	小樽市入船1丁目6番15号	同 13.11.18
星野 歯科 医院	居宅療養管理指導	檜山郡厚沢部町新町48-2	同 13.10.30
泊村在宅老人デイサービスセンター	通所介護	古宇郡泊村大字茅沼村500番地2 総合福祉センター内	同 12. 8. 1
別海町デイサービスセンター	通所介護	別海町別海西本町103番地3	平成12. 7. 1 変更・事業所番号

北海道告示第64号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。  
平成14年1月18日

1 入札に付する事項	北海道知事 堀 達 也
(1) 調達をする物品等の名称及び数量	図書券500円券1枚当たりの単価 約43,000枚
(2) 契約 期 間	契約の日から平成14年3月29日
(3) 納 入 場 所	別途指示する場所
2 入札に参加する者に必要な資格	次のいずれにも該当すること。
(1)	平成13年北海道告示第19号に規定する物品の購入の資格を有すること。
(2)	道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
3 契約条項を示す場所	北海道札幌市中央区北3条西6丁目 北海道保健福祉部総務課
4 入札執行の場所及び日時	北海道札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁赤れんが庁舎1階5号会議室

報 告 公 報 北 道

- (2) 入札日時 平成14年1月31日 午前10時
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。
- 5 入札保証金 入札保証金は、免除する。

6 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 北海道札幌市中央区北3条西6丁目 北海道保健福祉部保護課  
電話番号 011 - 231 - 4111 内線 25 - 824
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

- 7 郵便等による入札 郵便及び電報による入札は、認めない。
- 8 落札者の決定方法

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10第1項に規定する場合を除き、北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。)第151条第1項の規定により定められた予定価格(単価)の制限の範囲内で最低の価格(単価)をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札者とする。

9 契約書作成の要否

10 その他

- (1) 開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名称 北海道保健福祉部保護課  
イ 所在地 郵便番号 060 - 8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目  
北海道保健福祉部保護課

電話番号 011 - 231 - 4111 内線 25 - 824

- (3) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。
- (4) 詳細は、入札説明書による。

- (5) 入札に関して談合情報があった場合は、入札の執行の延期、事情聴取、誓約書の徴取及び積算の内訳書の徴取並びに公正取引委員会への通報を行うことがある。  
入札談合の疑いがあると認められるときは、入札の執行を取りやめることがある。  
契約締結後に入札談合の事実があったと認められる証拠を得たときは、契約を解除することがある。
- (6) この入札の執行は、公開する。

**北海道告示第65号**  
土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定により、士別市つくも西地区の換地計画を定めた。  
その関係書類は、北海道上川支庁に備え置いて、平成14年1月18日から20日間、一般の縦覧に供する。  
平成14年1月18日  
北海道知事 堀 達也

**北海道告示第66号**  
土地改良法(昭和24年法律第195号)第68条第2項において準用する同法第18条第16項の規定により、清算法人入沢土地改良区から、次のとおり清算人の退任の届出があった。  
平成14年1月18日  
北海道知事 堀 達也

退任年月日	氏名	住 所
平成13.12.21	佐々木 榮 治	山越郡八雲町落部800番地
同	林 増 雄	落部815番地
同	柴田 富 男	入沢252番地
同	大江 晃	入沢219番地
同	鯉 名 清	入沢141番地

**北海道告示第67号**  
土地改良法(昭和24年法律第195号)第84条において準用する同法第30条第2項の規定により、平成14年1月9日、大雪土地改良区連合の定款の変更を認可した。  
平成14年1月18日  
北海道知事 堀 達也

**北海道告示第68号**  
漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条の2第6項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出があった次の区域及び区分に係る特定第2号漁業者の共済契約の締結の申込みについて、同法第108条の2第2項の規定による同意があったものと認める。  
平成14年1月18日  
北海道知事 堀 達也

区 域	区 分
えりも直	法第104条第2号に掲げる漁業
木	同



(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
 イ 立木の伐採の限度  
 次のとおりとする。  
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道上川支庁経済部林務課及び士別市役所に備え置いて縦覧に供する。)

- 3(1) 保安林予定森林の所在 士別市西士別町5351・6620 (以上2筆について次の図に示す部分に限る。)、5350、6626
- (2) 指定の目的 公衆の保健
- (3) 指定施業要件  
 ア 立木の伐採の方法  
 (イ) 主伐は、択伐による。  
 (イ) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
 イ 立木の伐採の限度  
 次のとおりとする。  
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道上川支庁経済部林務課及び士別市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**北海道告示第72号**

森林法 (昭和26年法律第249号) 第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。  
 平成14年1月18日

- 1(1) 解除に係る保安林の所在 河東郡士幌町字士幌166の3・166の41 (以上2筆について次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的 風害の防備
- (3) 解除の理由 道路用地とするため  
 (「次の図」は、省略し、その図面を北海道十勝支庁経済部林務課及び士幌町役場に備え置いて縦覧に供する。)
- 2(1) 解除に係る保安林の所在 河東郡士幌町字上音更177の7・177の8・177の12 (以上3筆について次の図に示す部分に限る。)

(2) 保安林として指定された目的 風害の防備  
 (3) 解除の理由 道路用地とするため  
 (「次の図」は、省略し、その図面を北海道十勝支庁経済部林務課及び士幌町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**北海道告示第73号**

函館開発建設部長から、次のとおり公共測量の実施が終了した旨、測量法 (昭和24年法律第188号) 第39条において準用する同法第14条第2項の規定による通知があった。  
 平成14年1月18日

- 1 作業種類 公共測量 (2、3級基準点測量)
- 2 作業期間 平成13年11月19日から平成14年1月7日まで
- 3 作業地域 南茅部町

**北海道告示第74号**

石狩川開発建設部長から、次のとおり公共測量の実施が終了した旨、測量法 (昭和24年法律第188号) 第39条において準用する同法第14条第2項の規定による通知があった。  
 平成14年1月18日

- 1 作業種類 公共測量 (管内河川縦横断面図作成)
- 2 作業期間 平成13年7月25日から12月14日まで
- 3 作業地域 砂川市、奈井江町、新十津川町

**北海道告示第75号**

土地収用法 (昭和26年法律第219号) 第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。  
 平成14年1月18日

- 1 起業者の名称 恵山町
- 2 事業の種類 恵山町立国保病院移転整備事業
- 3 起業地 北海道亀田郡恵山町字日ノ浜地内
- (1) 収用の部分 なし
- (2) 使用の部分 なし
- 4 起業地を表示する図面の縦覧場所 恵山町役場

第1332号

北海道公報

北海道告示第76号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり決定した。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道札幌土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成14年1月18日

北海道知事 堀 達也

- 1 道路の種類 道道
- 2 路線名 札幌北広島自転車道線
- 3 道路の区域

北海道知事 堀 達也

北海道告示第77号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成14年1月18日

区 間	敷地の幅員	延長	備考
北広島市西の里478番4地先（河川敷地）から北広島市西の里460番3地先まで	8.10mから46.26mまで	730.00m	—

道路の種類	道道	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間	縦覧場所
1 道路の種類	道道	前	14.50mから30.00mまで	605.00m	—	北海道札幌土木現業所
2 路線名	札幌北広島自転車道線	後	14.50mから30.00mまで	605.00m	—	
3 道路の区域		後	17.50mから29.00mまで	558.35m	—	
		前	19.03mから41.25mまで	1,820.32m	—	同
		後	19.03mから41.25mまで	1,820.32m	—	
		後	41.25mまで	1,820.32m	—	
		後	28.22mから45.02mまで	1,813.19m	—	
		前	18.18mから18.18mまで	1,396.91m	—	同
		後	18.18mから24.41mまで	1,396.91m	—	
		前	17.00mから182.00mまで	1,303.89m	—	同
		後	17.00mから182.00mまで	1,303.89m	—	
		前	11.00mから37.00mまで	1,509.50m	—	同
		後	11.00mから37.00mまで	1,509.50m	—	

舞鶴追分線 千歳市協和1168番1地先から千歳市協和115番13地先まで

当別浜益港線 石狩郡当別町六軒町10番3地先から石狩郡当別町字弁筆別68番2地先まで

新篠津金沢線 石狩郡新篠津村4360番1地先から石狩郡新篠津村4815番1地先まで

夕張岩見沢線 空知郡栗沢町万字二見町道有林87林班14小班地先から空知郡栗沢町万字二見町道有林87林班21小班地先まで

岩見沢三笠線 三笠市幾春別千住町303番1地先から三笠市幾春別錦町1丁目235番3地先まで

三笠市弥生桜木町122番地先から	三笠市幾春別錦町1丁目235番3地先まで	22.00mから	1.342.24m	—	
三笠市幾春別千住町303番1地先から	三笠市幾春別錦町1丁目235番3地先まで	58.29mまで	1.515.00m	—	
三笠市弥生桜木町122番地先から	三笠市幾春別錦町1丁目235番3地先まで	11.00mから	1.348.00m	—	
三笠市朝日町124番1地先から	岩見沢市朝日町76番地先まで	22.00mから	1.015.90m	—	北海道札幌土木現業所
岩見沢市朝日町124番1地先から		58.29mまで	1.015.90m	—	
岩見沢市朝日町76番地先まで		13.55mから	—	—	
		20.88mまで	1.015.90m	—	
		13.55mから	—	—	
		20.88mまで	1.015.90m	—	
		21.95mから	—	—	
		43.64mまで	1.033.77m	—	
		12.00mから	—	—	
		16.00mまで	64.00m	—	同
		14.25mから	—	—	
		14.25mまで	64.00m	—	一般国道275号 L = 9.04m
		21.00mから	—	—	一般国道275号 L = 18.40m
		46.00mまで	396.83m	—	北海道稚内土木現業所
		21.00mから	—	—	
		46.00mまで	396.83m	—	
		22.00mから	—	—	
		65.80mまで	397.21m	—	

岩見沢月形線  
樺戸郡月形町字階柴町1517番4地先から  
樺戸郡月形町字階柴町1517番5地先まで

美深中頓別線  
枝幸郡中頓別町字兵安宗谷森林管理署2113林班お小班地先から  
枝幸郡中頓別町字兵安宗谷森林管理署2113林班お小班地先まで

北海道告示第78号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道札幌土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成14年1月18日

北海道知事 堀 達也

1 道路の種類	道路	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間
2 路線名	月形幌向線		34.00mまで	2,504.76m	道道岩見沢石狩線
3 道路の区域	間		6.00mから	2,504.76m	道道岩見沢石狩線

北海道告示第79号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道室蘭土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

線交点）から空知郡北村 字幌達布4457番地先まで	空知郡北村字幌達布5090 番地先（道道岩見沢石狩 線交点）から空知郡北村 字幌達布4457番地先まで	18.00mから	2,187.00m	—	L = 9.09m
		68.00mまで	2,187.00m	—	道道岩見沢石狩線 L = 29.00m
		18.00mから	2,187.00m	—	道道岩見沢石狩線 L = 29.00m
		68.00mまで	—	—	

呼 332 第 1 3 3 2 号

平成14年1月18日	北海道知事 堀 達 也
1 道路の種類 道道	
2 路線名 洞爺湖登別線	
3 道路の区域	
区	
変更前 後の別	敷地の幅員 延 長 国道等との重複区間
有珠郡壮瞥町字滝之町248番1地先から有珠郡壮瞥町字滝之町275番5地先(河川敷地)まで	前 14.37mから26.45mまで 237.12m 後 14.37mから26.45mまで 237.12m 後 14.61mから46.67mまで 231.67m

北海道告示第80号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道札幌土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。  
平成14年1月18日

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	北海道知事 堀 達 也
道道 江別恵庭線	江別市東野幌520番2地先から江別市東野幌554番1地先まで	供用開始の期日 平成14.1.18

北海道告示第81号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道網走土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。  
平成14年1月18日

1 道路の種類 道道	北海道知事 堀 達 也
2 路線名 明生北浜線	
3 道路の区域	
区	
変更前 後の別	敷地の幅員 延 長 国道等との重複区間

北海道告示第82号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第2条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てを免許した。  
平成14年1月18日

1 免許の年月日	平成14年1月9日	北海道知事 堀 達 也
2 免許を受けた者	北海道	
(1) 名 称	札幌市中央区北3条西6丁目	
(2) 住 所	北海道知事 堀 達 也	
(3) 代表者の氏名		
3 埋立区域	虻田郡虻田町字入江300番地先の公有水面	
(1) 位 置	次の1の地点から12の地点までを順次に結んだ線及び1の地点と12の地点とを結んだ線によって囲まれた区域	
(2) 区 域	四等三角点東入江(北緯42度31分29秒475、東経140度47分01秒569)から方向角288度57分21秒の方向407.63mの地点	

1の地点	10.80mから18.00mまで	279.99m	—
2の地点	10.80mから17.40mまで	279.99m	—
3の地点			
4の地点			
5の地点			
6の地点			
7の地点			
8の地点			
9の地点			
10の地点			
11の地点			
12の地点			
(3) 面積	523.52m <sup>2</sup>		
4 埋立てに関する工事の施行区域	虻田郡虻田町字入江300番地先		
(1) 位 置			

(2) 区 域 次の1の地点とイの地点とを結んだ線、イの地点から又の地点までを順次に結んだ線、又の地点と12の地点とを結んだ線及び1の地点と12の地点とを結んだ線によって囲まれた区域  
四等三角点東入江（北緯42度31分29秒475、東経140度47分01秒569）から方向角298度57分21秒の方向407.63mの地点

1の地点 1の地点から方向角41度19分12秒の方向1.93mの地点  
イの地点から方向角131度18分40秒の方向4.61mの地点  
ロの地点から方向角221度18分37秒の方向5.90mの地点  
ハの地点から方向角311度20分52秒の方向0.20mの地点  
ニの地点から方向角221度18分45秒の方向6.30mの地点  
ホの地点から方向角311度18分25秒の方向54.12mの地点  
ヘの地点から方向角41度18分32秒の方向5.70mの地点  
トの地点から方向角311度18分02秒の方向4.80mの地点  
チの地点から方向角41度18分40秒の方向7.10mの地点  
リの地点から方向角131度18分05秒の方向5.32mの地点  
又の地点 又の地点から方向角221度20分20秒の方向2.50mの地点  
12の地点 又の地点から方向角221度20分20秒の方向2.50mの地点

(3) 面 積 601.62㎡  
5 埋立地の用途 漁港施設用地

北海道告示第83号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

平成14年1月18日

北海道知事 堀 達 也

- 1 しゅん功認可の年月日 平成14年1月10日
- 2 しゅん功認可を受けた者
  - (1) 氏名又は名称 北海道
  - (2) 住 所 札幌市中央区北3条西6丁目
  - (3) 代 表 者 の 氏 名 北海道知事 堀 達也
- 3 埋 立 区 域
  - (1) 位 置 域 島牧郡島牧村字歌島280番及〇558番地先の公有水面
  - (2) 区 域 次①の地点から⑦の地点までを順次に結んだ線及び①の地点と⑦の地点とを結んだ線によって囲まれた区域

①の地点 3級基準点H13-43の地点（X = -135.775.085、Y = -7.741.904）から方向角27度06分56秒の方向124.17mの地

- 点
- ②の地点 ①の地点から方向角8度36分57秒の方向28.51mの地点
  - ③の地点 ②の地点から方向角97度44分24秒の方向9.20mの地点
  - ④の地点 ③の地点から方向角141度16分35秒の方向15.84mの地点
  - ⑤の地点 ④の地点から方向角244度16分56秒の方向7.71mの地点
  - ⑥の地点 ⑤の地点から方向角283度12分47秒の方向6.92mの地点
  - ⑦の地点 ⑥の地点から方向角191度03分54秒の方向17.93mの地点
- (3) 面 積 347.33㎡  
4 免許年月日及び番号 昭和60年10月16日  
海港第200号指令  
5 公有水面埋立法第22条第3項の市町村名 島牧村

北海道告示第84号

過疎地域活性化特別措置法（平成2年法律第15号）第14条の2第1項の規定による公共下水道の工事の一部を次のとおり完了した。

平成14年1月18日

北海道知事 堀 達 也

- 1 公共下水道の名称 大成町特定環境保全公共下水道
- 2 工事の内容及び工事の区域又は区間
  - 幹線管渠 久遠郡大成町字都4番地の3地先から7番地の2地先まで及び11番地の2地先から7番地の2地先まで
  - 放流管渠 久遠郡大成町字都7番地の2地先から7番地の2地先日本海まで
- 3 工事の一部完了の日 平成13年12月11日  
処 理 場 久遠郡大成町字都7番地の2地先

北海道告示第85号

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第7条の16第1項の規定により、次のとおり第一種市街地再開発事業個人施行に係る事業計画の変更を認可した。

平成14年1月18日

北海道知事 堀 達 也

- 1 第一種市街地再開発事業の名称 北8西3西地区第一種市街地再開発事業
- 2 事務所所在地 札幌市中央区南1条西1丁目4番
- 3 施行認可の年月日 平成13年1月10日



0111092	0111277	0111417	0111550	0120070	0130168	0130274	0140172
0111095	0111301	0111419	0111566	0120110	0130180	0130282	0140189
0111111	0111313	0111420	0111583	0120111	0130188	0140055	0140191
0111116	0111315	0111422	0111587	0130012	0130197	0140056	0140198
0111162	0111319	0111427	0111596	0130018	0130200	0140065	0140211
0111193	0111341	0111428	0111600	0130080	0130205	0140072	
0111201	0111343	0111440	0111605	0130082	0130231	0140075	
0111213	0111353	0111463	0111611	0130083	0130235	0140115	
0111253	0111360	0111471	0111638	0130092	0130240	0140116	
0111257	0111362	0111475	0111657	0130098	0130243	0140118	
0111265	0111391	0111515	0111663	0130131	0130253	0140135	
0111270	0111407	0111549	0111671	0130144	0130266	0140160	

札幌市立東区総合体育センター

北海道教育庁渡島教育局告示第 1 号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成14年 1月18日

北海道教育庁渡島教育局長 高 橋 修

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量 電子計算組織 1式
- (2) 調達を要する物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。
- (3) 納 入 期 日 平成14年2月28日（木）
- (4) 納 入 場 所 北海道函館商業高等学校

2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成13年北海道告示第19号に規定する物品の購入の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- (4) 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする

者はアからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成14年1月18日から25日までの開庁時間内

イ 申請の方法 申請書類の提出先（指示により作成した申請書類を提出しなければならない。）

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 041 - 8557 北海道函館市美原 4 丁目 6 番 16 号

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道函館市美原 4 丁目 6 番 16 号 北海道教育庁渡島教育局企画総務課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 北海道函館市美原 4 丁目 6 番 16 号

北海道渡島合同庁舎 4 階403号会議室

(2) 入 札 日 時 平成14年 2月 6日（水） 午前10時

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入 札 保 証 金

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 北海道函館市美原 4 丁目 6 番 16 号

北海道教育庁渡島教育局企画総務課

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

8 郵便等による入札

郵便及び電報による入札は認めない。

9 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

10 契約書作成の要否

要

11 その他

第 1 3 3 2 号

報 告

公 司

調 査

海 道

北 道

<p>(1) 開札の時に於いて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。</p> <p>(2) 入札金額に係る消費税等の取扱い</p> <p>ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。</p> <p>(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地</p> <p>ア 名 称 北海道教育庁渡島教育局企画総務課</p> <p>イ 所 在 地 郵便番号 041 - 8557 北海道函館市美原4丁目6番16号 電話番号 0138 - 47 - 9000 内線 3117</p> <p>(4) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。</p> <p>(5) この入札の執行は、公開する。</p> <p>(6) 詳細は、入札説明書による。</p>	<p>(1) 平成13年北海道告示第19号に規定する物品の購入の資格を有すること。</p> <p>(2) 道が行う指名競争入札に係る指名を停止されていないこと。</p> <p>(3) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。</p> <p>(4) 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の要件を満たしていることを証明した者であること。</p> <p>3 条件付一般競争入札参加資格の審査</p> <p>(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者はアからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請をしなければならぬ。</p> <p>ア 申 請 の 時 期 平成14年1月18日から2月1日まで</p> <p>イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならぬ。</p> <p>ウ 申請書類の提出先 郵便番号 068 - 8550 北海道岩見沢市8条西5丁目 北海道教育庁空知教育局企画総務課</p> <p>(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。</p> <p>4 契約条項を示す場所 北海道岩見沢市8条西5丁目 北海道教育庁空知教育局企画総務課</p> <p>5 入札執行の場所及び日時</p> <p>(1) 入 札 場 所 北海道岩見沢市8条西5丁目 北海道空知支庁3階空知教育局会議室（郵送による場合は、郵便番号 068 - 8550 北海道教育庁空知教育局企画総務課）</p> <p>(2) 入 札 日 時 平成14年2月12日（火） 午前11時（郵送による場合は、平成14年2月8日（金）までに必着のこと。）</p> <p>(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。</p> <p>(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。</p> <p>6 入 札 保 証 金</p> <p>(1) 入札に参加しようとする者は、その見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。</p> <p>(2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条の定めるところによる。</p> <p>7 入札説明書の交付に関する事項</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

調 査 告 白

北海道教育庁空知教育局告示第2号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成14年1月18日

北海道教育庁空知教育局長 戸 塚 隆

- 1 入札に付する事項
  - (1) 調達をする物品等の名称及び数量  
北海道岩見沢農業高等学校学科転換に係る物品購入（農業CADシステム一式、造園用CADソフトウェア一式） 15品目 240点
  - (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。
  - (3) 納 入 期 日 平成14年3月29日（金）
  - (4) 納 入 場 所 北海道岩見沢農業高等学校
- 2 入札に参加する者に必要な資格  
次のいずれにも該当すること。

<p>(1) 交付場所 北海道岩見沢市8条西5丁目 北海道教育庁空知教育局企画総務課</p> <p>(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。</p> <p>8 落札者の決定方法 財務規則第151条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。</p> <p>9 契約書作成の要否</p> <p>10 その他</p>	<p>(1) 開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。</p> <p>(2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い</p> <p>ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該入札金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。</p> <p>(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地</p> <p>ア 名称 北海道教育庁空知教育局企画総務課</p> <p>イ 所在地 郵便番号 068 - 8550 北海道岩見沢市8条西5丁目 電話番号 0126 - 23 - 2231 内線 3117</p> <p>(4) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。</p> <p>(5) この入札の執行は、公開する。</p> <p>(6) 詳細は、入札説明書による。</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

北海道教育庁胆振教育局告示

「1. 収入及び支出のある団体  
(1) 総括表

<p>北海道教育庁胆振教育局告示第1号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成14年1月18日</p> <p>北海道教育庁胆振教育局長 木村俊昭</p>	<p>1 落札に係る物品等の名称及び数量（1月当たりの単価） パソコン用コンピュータ 2式 42台×2校（高等学校普通科） パソコン用コンピュータ 1式 7台×1校（特殊学校）</p> <p>2 落札を決定した日 平成13年11月29日</p> <p>3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏名 日通商事株式会社 (2) 住所 東京都千代田区外神田3丁目12番9号</p> <p>4 落札金額 456,750円</p> <p>5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札</p> <p>6 一般競争入札の公告 平成13年北海道教育庁胆振教育局告示第7号</p> <p>7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名称 北海道教育庁胆振教育局企画総務課 (2) 所在地 北海道室蘭市幸町9番11号</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

北海道選挙管理委員会告示第5号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定に基づく政治団体の収入及び支出に関する報告書について、郷土と道政をつなぐ会の会計責任者 織田晴義 から訂正の報告があったので、同法第20条の規定に基づき、政治団体の収支報告書の要旨の公表（平成13年北海道選挙管理委員会告示第141号）の一部を次のとおり訂正する。  
平成14年1月18日

北海道選挙管理委員会委員長 高橋康之











調 査 報 告 書

北海道警察本部告示第6号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成14年1月18日

北海道警察本部長 山 田 高 廣

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品の名称及び数量

「警察官募集/ペンフレット」 17,000部

(2) 調達をする物品の仕様等 入札説明書による。

(3) 納 入 期 日 平成14年3月1日

(4) 納 入 場 所 契約担当者等の指定する場所

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成13年北海道告示第19号に規定する印刷物の製造の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 道内において印刷することが可能なこと。

(4) 平版菊全判4色機以上の規格の印刷機を有すること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成14年1月18日から24日まで

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申 請 書 類 の 提 出 先 郵便番号 060 - 8520 北海道札幌市中央区北2条西7丁目

北海道警察本部総務部会計課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課

電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2236

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 北海道札幌市中央区北2条西7丁目

北海道警察本部1階入札会場

平成14年1月30日 午前9時30分

(2) 入 札 日 場 所 (1)に同じ。

(3) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入 札 保 証 金

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

7 郵 便 等 に よ る 入 札

(1) 郵便による入札は、認めない。

(2) 電報による入札は、認めない。

8 入 札 説 明 書 の 交 付 に 関 す る 事 項

(1) 交 付 場 所 北海道札幌市中央区北2条西7丁目

北海道警察本部総務部会計課

電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2236

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

9 落 札 者 の 決 定 方 法

財務規則第151条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

10 契 約 書 作 成 の 要 否

11 そ の 他

(1) 開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

平成十四年一月十八日 金 曜 日

1011

- (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地  
 ア 名 称 北海道警察本部総務部会計課  
 イ 所 在 地 郵便番号 060 - 8520 北海道札幌市中央区北2条西7丁目  
 電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2236
- (4) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。
- (5) この入札の執行は、公開する。
- (6) 詳細は、入札説明書による。

毎週火・金曜日発行

(購読料金(送料とも)は月額三千四百四十円)

印編発

刷集行

富北 北海道警察本部法制課  
士海 道 総 務 部 法 制 課  
プ道 道 総 務 部 法 制 課  
リ海 道 総 務 部 法 制 課  
ン部 道 総 務 部 法 制 課  
ト法 道 総 務 部 法 制 課  
株制 道 総 務 部 法 制 課  
式文 道 総 務 部 法 制 課  
会書 道 総 務 部 法 制 課  
社道 道 総 務 部 法 制 課